



・
道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の2の2第2項又は第4項による行政処分について
公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり
公示する。

令和 8 年 6 月 17 日

茨城県公安委員会委員長

白 川 洋 子

記

1 意見の聴取の期日

令和8年7月22日

2 意見の聴取場所

水戸市笠原町978-6

茨城県警察本部2階 意見の聴取会場